旭日双光章を授ける
大長　雅美

清親　壽正　遠山　良久

旭日単光章を授ける（各通）（以上二十八年十二月二十九日）
佐藤　紘二

瑞宝中綬章を授ける
川腰　善一　後藤　晴夫
大石　顯　菅原　修藏　濱里　慧　松田　錬弥
松本　幸男　横山　秀秋

瑞宝双光章を授ける（各通）
市川　直樹　加美山　茂　南條　栄一
松尾　義次　山本　正三

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十八年十二月二十六日）
（高知大学名誉教授）
小玉　肇

瑞宝中綬章を授ける
入江　高一　笈川　賢一

瑞宝小綬章を授ける（各通）
赤尾　嘉章　須田　公男
田尻　昭生　松岡　香

瑞宝双光章を授ける（各通）
（宮城県石巻地区広域行政事務組合消防司令長）
遠藤　信浩
佐藤　幸雄　鈴木謙太郎

（警視庁警部補）
西地　勝彌　矢内　達也　湯ノ口文雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十八年十二月二十七日）
壹岐　三郎　小野　二郎　紙谷　祐次
齋藤　圭司　坂井　守次　谷村　忠義
椰木　耕　松田三枝子　松本平八郎

瑞宝双光章を授ける（各通）
茅本　勝美　森山　英雄　山田　幸弘

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十八年十二月二十八日）
石川　保博　坪井　信　吉岡　虎之

瑞宝双光章を授ける（各通）（二十八年十二月二十九日）
倉持　靖

瑞宝単光章を授ける（二十八年十二月三十日）
木村　善和

瑞宝双光章を授ける（二十八年十二月三十一日）

官庁報告

公聴会

一般ガス事業の許可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十九年二月二日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　件名　東京瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十九年三月八日　午後三時から

三　場所　雀宮地区市民センター学習室2（栃木県宇都宮市新富町九番四号）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（供給区域の減少）

2　詳細は、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室（東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）及び東京瓦斯株式会社（東京都港区海岸一丁目五番二十号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「東京瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十九年二月二十二日までに経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室（郵便番号一〇〇―八九〇一　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、経済産業大臣が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「東京瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十九年二月二十二日までに経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室（一〇〇―八九〇一　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

経済産業大臣　殿

届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）

住所　（電話番号）

職業

東京瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成二十九年二月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　地図及び簿冊の名称

㈠　平成二十八年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十八年度都市部官民境界基本調査簿

案

二　前項㈠に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　宮城県白石市、京都府宇治市、鳥取県境港市、高知県土佐清水市、四万十町の一部

三　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）

四　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで

五　閲覧場所　次表のとおり

第一項㈠に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
宮城県白石市	宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号 国土交通省東北地方整備局建政部内 電話　〇二二（二二五）二一七一
京都府宇治市	大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四四号 大阪合同庁舎一号館 国土交通省近畿地方整備局建政部内 電話　〇六（六九四二）一〇五五